

経済産業省

官 印 省 略
20170705電委第7号
平成29年7月19日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の変更登録について（回答）

平成29年6月29日付け20170623資第7号により、貴職から当委員会に意見を求められた、別添のガス小売事業者に係るガス小売事業の変更登録について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、変更登録をすることに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業者の変更登録に当たっては、平成29年2月27日付け20170221電委第1号及び平成29年3月15日付け20170310電委第1号により貴職に対して当該ガス小売事業者の登録に付すようお願いした条件が、当該変更登録後においても、取り消されるものではなく、なお効力を有するものとされるようお願いいたします。また、当該条件のうち1. の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

